

中小企業に対する金融支援の強化

中小企業制度融資（つなぎ融資メニュー）の融資限度額の引き上げ

特に資金需要の高まる年末・年度末に向けて、緊急的な資金需要に迅速に対応する「クイックつなぎ（小口）」、「クイックつなぎ（事業一般）」の融資限度額を引き上げます。

1 つなぎ融資メニューの概要

- ✓ 緊急的な資金需要に対応する、短期（融資期間2年以内）のつなぎ資金を融資
- ✓ スピーディな資金調達が可能
- ✓ 融資額や企業規模に応じて2つのメニューを用意

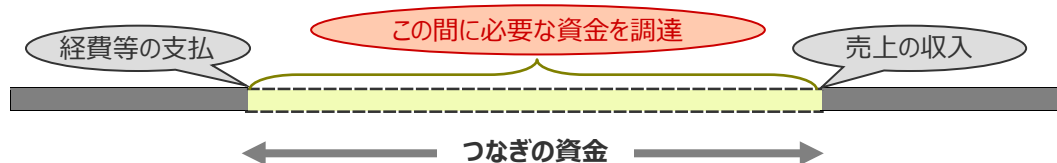
※ 都または区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資制度を利用し、元金返済を1年以上継続している方が対象となります。

〔 「クイックつなぎ（小口）」では、上記に加え、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であることが条件となります。 〕

〔メニューの種類〕

メニュー名	クイックつなぎ（小口）	クイックつなぎ（事業一般）
融資対象	小規模企業者 〔従業員数が20人(卸・小売・サービス業は5人)以下等を満たす方〕	中小企業者又は組合
融資限度額	500万円 (引き上げ前：300万円)	700万円 (引き上げ前：500万円)
補助	信用保証料の2分の1を都が補助	—

〔ご利用のイメージ〕



2 受付期間

令和5年12月1日(金)～令和6年3月29日(金)

※ この期間内に保証協会に申込みのあったものが対象となります。

3 その他

融資の詳細は東京都中小企業制度融資のホームページをご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>

中小企業の資金繰り・経営に関する年末特別相談（夜間延長等）の実施

◆ 年末の資金需要等に対応するため、**資金繰り**に関する電話相談を受け付けます。

1 相談実施日時【次頁の実施スケジュールを参照】

令和5年12月22日(金)～令和5年12月28日(木)

土日除く平日9:00～19:30(夜間延長)

令和5年12月29日(金) 9:00～17:00

2 相談窓口（電話相談）

東京都産業労働局金融部金融課 電話：03-5320-4877

◆ (公財)東京都中小企業振興公社において、経営課題の解決に向けて、経験豊富な専門家（中小企業診断士）による無料相談を実施します。【総合相談】

また、経営状況の悪化に対して、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。【事業再生特別相談】

1 相談実施日時【次頁の実施スケジュールを参照】

(1) 夜間延長

① 令和5年12月7日・14日・21日（毎週木曜）

② 令和5年12月22日(金)～令和5年12月28日(木)（※土日除く平日）

夜間の部 17:30～19:30（受付終了19:00）

(2) 受付期間延長

令和5年12月29日(金)

午前の部 9:00～12:00（受付終了11:30）

午後の部 13:00～17:00（受付終了16:30）

※相談時間は、最大45分となります。

※このほか毎週火曜日（12/5、12、19）にも、定例の夜間相談（17:30～19:30）を実施しています。

2 相談窓口【次頁の案内図を参照】

(1) 電話相談

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 電話：03-3251-7881

(2) オンライン相談(要予約)

WEB予約：<https://onestop-sougousoudan.revn.jp/>（相談日時の2日前まで）

電話：03-3251-7881（相談日の前日17時まで）

(3) 来所相談(要予約)

WEB予約：<https://onestop-sougousoudan.revn.jp/>（相談日時の2日前まで）

電話：03-3251-7881（相談日の前日17時まで）

◆相談窓口実施スケジュール◆12月 (※5日、12日、19日は、定例の夜間相談を実施しています)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 ※夜間相談 【経営】 (19:30まで)	6	7 年末特別相談 夜間延長 【経営】 (19:30まで)	8	9
10	11	12 ※夜間相談 【経営】 (19:30まで)	13	14 年末特別相談 夜間延長 【経営】 (19:30まで)	15	16
17	18	19 ※夜間相談 【経営】 (19:30まで)	20	21 年末特別相談 夜間延長 【経営】 (19:30まで)	22 年末特別相談 夜間延長 【資金繰り・経営】 (19:30まで)	23
24	25	26	27	28	29 年末特別相談 受付期間延長 【資金繰り・経営】	30

【経営】…経営相談 ((公財) 東京都中小企業振興公社)

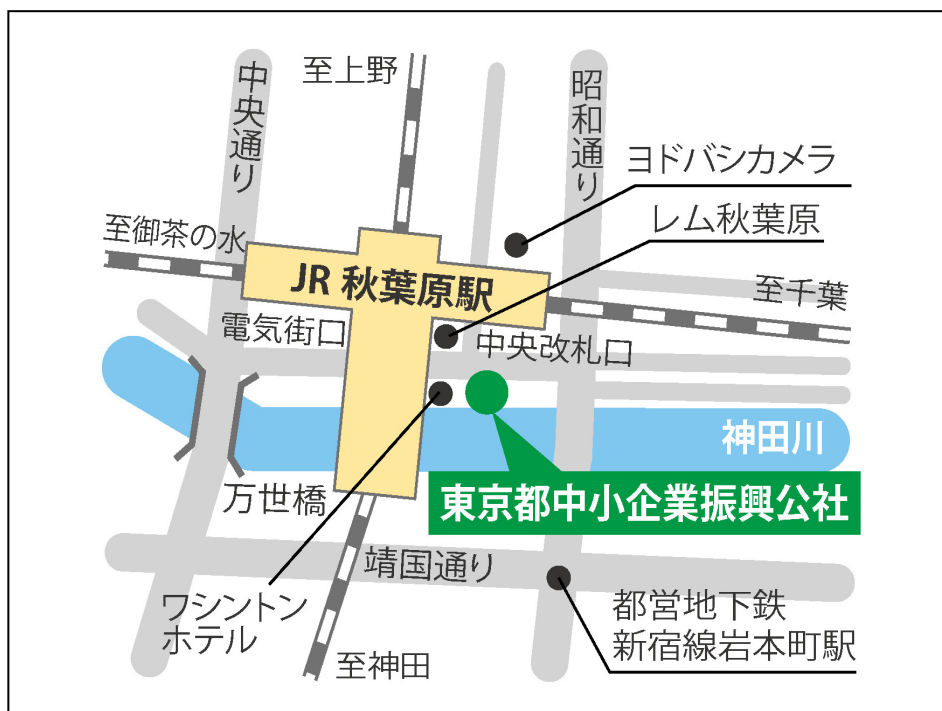
【資金繰り】…資金繰りに関する電話相談 (産業労働局金融部金融課)

【経営相談 (公財) 東京都中小企業振興公社案内図】

●東京都産業労働局秋葉原庁舎5F 総合支援課

(千代田区神田佐久間町1-9)

JR・東京メトロ日比谷線『秋葉原駅』徒歩3分・都営新宿線『岩本町駅』徒歩5分



東京都労働相談情報センターで

労働問題と再就職に関する**年末特別相談を実施します**

年末の時期は、長時間・過重労働をはじめとする様々な労働問題が発生しやすい時期であり、解雇・雇止め・内定取消し、職場のハラスメントなど様々な労働問題の増加等が懸念されます。また、時間外労働の上限規制、有期労働契約の更新や無期転換ルールの改正なども控えていることから、関連する問合せの増加も予想されます。

そこで、東京都労働相談情報センターでは、弁護士や東京労働局職員等を交え、職場で直面する様々な問題に関する年末特別相談を実施します。相談内容に応じて、関係法令の説明・助言、労使間の調整（あっせん）、関係機関の紹介などを行います。また、東京しごとセンターの就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）による再就職相談や職業訓練受講相談も実施します。

☆年末特別相談の概要☆

- 1 **相談日** 令和5年12月6日(水)・7日(木)
- 2 **相談時間** ① 電話相談 9時30分～20時 ② 来所相談【予約制】9時30分～17時
- 3 **相談受付** 相談は無料、秘密は厳守します。
 - ① 電話相談 **0570-00-6110**（東京都ろうどう110番）
 - 東京都**LINE電話労働相談**（通話料はかかりません）でもお受けします
 - ・LINEの通話機能（LINEコール）を使った電話相談です
 - ・LINEアカウント名：東京都労働相談情報センター
 - ・ID @tokyo-rodo-sodan
 - ② 来所相談【次頁の案内図を参照】
 - 東京都労働相談情報センター（東京しごとセンター5階）
 - ◆予約電話番号：**03-3265-6110**
- 4 **相談内容**
 - 解雇・雇止め・内定取消し、職場のハラスメントなどの労働問題全般
 - 就職活動の進め方や仕事の探し方等、再就職についての相談
 - 職業能力開発センターへの入校（職業訓練の受講）相談
- 5 **対象者** 労働者、使用者等
- 6 **相談員**
 - 東京都労働相談情報センター職員：9時30分～20時
 - 専門相談員（弁護士）：13時～17時
 - 東京労働局職員：13時～17時
 - 東京しごとセンター就職支援アドバイザー：13時～17時
(キャリアカウンセラー)
 - 東京都立職業能力開発センター職員：13時～17時



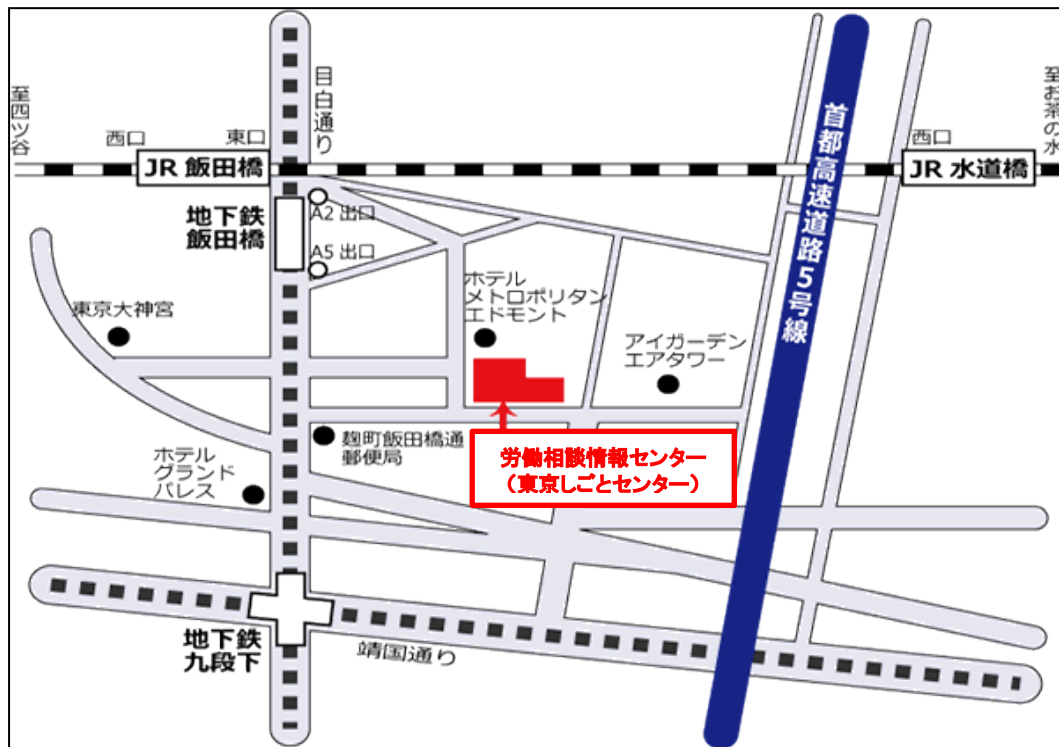
東京都労働相談情報センター
LINEアカウント

【案内図】

●東京都労働相談情報センター（東京しごとセンター）

（千代田区飯田橋 3-10-3）

JR・地下鉄『飯田橋駅』下車 徒歩7分・『水道橋駅』下車 徒歩5分・『九段下駅』下車 徒歩10分



東京都中小企業従業員融資の融資利率の引き下げ

東京都では、中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、年末から年度末にかけて特別対策として「中小企業従業員融資」の融資利率の引き下げを行います。

- 実施期間** 令和5年12月1日(金)から令和6年3月31日(日)まで
※ 上記期間内に申込みを受け付けた分を対象とします。
(団体融資は令和6年1月31日(水)まで)
- 実施内容** 融資利率を引き下げます。

◆個人融資・団体融資	} 1.8% → 1.6%
◆家内労働者融資	
◆子育て・介護支援融資	1.5% → 1.3%
- 申込みに関する問合せ**
 - ・中央労働金庫 電話：**0120-86-6956**
 - ・(一社)東京都信用組合協会(子育て・介護支援融資のみ取扱い) 電話：**03-3567-6211**

◆東京都中小企業従業員融資(特別対策)の概要◆

	個人融資	家内労働者融資	子育て・介護支援融資
ご利用いただける方	中小企業に働く従業員	専門的・家内労働者	下記のいずれかにあてはまる中小企業従業員 ・育児・介護休業を取得中の方 ・妊娠から子育て期間中の方 (子育て期間：子が満20歳に達した日以後の最初の3月31日まで) ・要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方
※お申込には条件がございますので、事前に申込窓口までお問い合わせください。			
資金使途	生活資金	一般生活資金、作業場の改善等の資金	育児・介護休業中の生活費又は子育て・介護に必要な費用
融資限度額	70万円 (ただし、医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合は100万円)	・一般生活資金 70万円 (ただし、医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合は100万円) ・作業場の改善等の資金 130万円	100万円
引き下げ後融資利率	1.6%	1.6%	1.3%
返済期間・返済方法	3年以内 (融資額が70万円を超える場合は5年以内) 元利均等月賦返済	5年以内(一部6か月の据置期間有) 元利均等月賦返済	据置期間経過後5年以内 (据置期間：育児休業は子が1歳6か月に達するまで、介護休業は12か月を限度) 元利均等月賦返済
保証	(一社)日本労働者信用基金協会による保証 ほか		

※団体融資とは

労働組合等の団体に対し、団体の構成員(中小企業労働者)が年末時に必要とする季節的な資金を融資する制度です。

- ・融資対象者・・・中小企業労働者で組織された労働組合等
- ・資金使途・・・臨時手当の遅欠配による生活資金など
- ・融資限度額・・・団体構成員一人につき70万円 かつ 一団体5,000万円
- ・返済期間・・・120日以内の一括返済
- ・利率・・・年1.6%(引き下げ後)
- ・申込受付期間・・・令和6年1月31日(水)まで